

お問い合わせ先

担当者	選挙管理委員会事務局 担当： 横山				
連絡先	077-528-2650		内線 5320		
総合計画 位置付け	基本 方針	基本 政策	施策	取組の 方向性	主な 取組

令和6年7月18日

投票しやすい環境づくり（投票用紙記入補助具）について（情報提供）

大津市選挙管理委員会では、障がいのある方などへの投票支援のため、次回の選挙から期日前投票所を含む市内全ての投票所に「投票用紙記入補助具」を用意します。

投票用紙記入補助具は、投票用紙に自筆したいが記入する枠がよく見えないなど不安のある方が、記入する枠が分かりやすくなるようご使用いただくものです。

記

1 投票用紙記入補助具

投票用紙をはさんで使用するプラスチック素材のケースで、記入欄にあたる部分をくり抜き、枠に厚紙を貼り黒いテープで囲っています。投票用紙をプラスチックの間にはさんで触ると記入する位置が分かるようになっています。



＜投票用紙をセットした状態＞

## 2 使用方法

- (1) 投票者で希望される場合は、投票所の係員に申し出ます。
- (2) 必要に応じて、投票所の係員が投票用紙記入補助具に投票用紙をはさんでお渡しします。
- (3) 投票者が投票用紙に記入後、記入した投票用紙を取り出し、投票用紙記入補助具を投票所の係員に返却します。ただし、希望される場合は投票所の係員が投票者が記入した投票用紙を取り出します。
- (4) 記入した投票用紙は投票者ご自身で直接投票箱に投函していただきます。

## 3 参考（各投票所に備え付けているその他の物品等）

### (1) 選挙用コミュニケーションボード



投票所において、口頭で投票所の係員に意思を伝えることが難しい方が、投票手続きをスムーズに行えるように、投票を支援するために使うためのものです。

### (2) 点字器



目の不自由な方で、通常の文字が書けない方には点字による投票が認められており、投票者が交付を受けた点字投票用紙に、点字で氏名等を記載するために使うものです。